

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(平成2年条例第37号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置を要しない建築物)

第2条 条例第4条ただし書に規定する駐車施設の附置を要しないと市長が認める建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び幼稚園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設をいう。

(特殊の装置)

第3条 条例第8条第3項に規定する市長が認める特殊の装置を用いる駐車施設とは、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認めたものをいう。

(平12規則64・一部改正)

(届出)

第4条 条例第9条の規定に基づき駐車施設の位置、規模等の届出をしようとする者は、駐車施設設置(変更)届出書に、別表に掲げる図面を添えて行うものとする。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(承認申請)

第5条 条例第10条第2項の規定に基づき駐車施設の設置の承認を受けようとする者は、隔地駐車施設設置(変更)承認申請書に別表に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(承認の通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について承認又は不承認を決定したときは、隔地駐車施設設置承認(不承認)通知書に所要事項を記載し、申請者に通知するものとする。

(公共交通機関利用促進措置等による駐車施設の規模の特例の承認等)

第6条の2 条例第10条の2第1項の規定により減ずることができる駐車施設の駐車台数は、条例第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に、公共交通機関利用促進措置等(同項の公共交通機関利用促進措置等をいう。次項において同じ。)の内容に応じて市長が別に定める割合の合計(当該合計が30パーセントを超える場合にあつては、30パーセント)を乗じて得た台数(当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数)とする。

2 条例第10条の2第2項の規定により市長の承認を受けようとする者は、公共交通機関利用促進措置等計画承認(変更)申請書及び公共交通機関利用促進措置等に関する計画書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の公共交通機関利用促進措置等計画承認(変更)申請書及び公共交通機関利用促進措置等に関する計画書の提出があつた場合において、同項の承認を決定したときは、当該申請書及び当該計画書を提出した者に対し公共交通機関利用促進措置等計画承認(不承認)通知書を交付するものとする。

4 条例第10条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、駐車施設設置(変更)届出書を市長に提出しなければならない。

5 条例第10条の2第4項の規定による報告は、市長の求めに応じて、公共交通機関利用促進措置等実施状況報告書に市長が必要と認めた書類を添えて行うものとする。

(令5規則12・追加)

(立入検査員証)

第7条 条例第13条の規定により立入検査を行う職員は、その職務を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(工事完了届)

第8条 第4条の規定により届け出た者及び第6条の規定により承認された者は、工事完了後速やかに工事完了届を市長に提出しなければならない。

(措置命令書)

第9条 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書により行うものとする。

(様式)

第10条 この規則に規定する届出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日規則第64号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(令和5年3月23日規則第12号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条, 第5条関係)

区分	図面	明示すべき事項	縮尺
駐車施設	付近見取図	方位, 道路, 目標となる物件及び位置並びに駐車施設を附置すべき建築物との距離	
	配置図	縮尺, 方位, 位置, 規模, 駐車施設内外の自動車の道路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
	各階平面図	縮尺, 方位, 間取り及び規模並びに駐車施設内外の道路及び幅員	200分の1以上
建築物	配置図	縮尺, 方位, 敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
	各階平面図	縮尺, 方位, 間取り及び各室の用途	200分の1以上